

一般廃棄物収集運搬業許可証

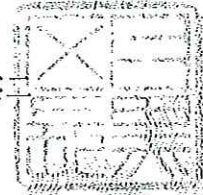
住所 東京都葛飾区東立石3丁目5-1
氏名 高嶺清掃 株式会社
代表取締役 関川 泰子
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成21年3月27日

目黒区長 青木 英

記



- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電
- 2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 3 運搬先 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所
(足立区、板橋区、世田谷区、江戸川区、大田区、江東区、港区)

- 4 作業場所 目黒区の区域内
- 5 許可期間 平成21年4月1日 から
平成23年3月31日 まで

- 6 許可の条件 作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

この処分に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して、60日以内に目黒区長に対し異議申立てを、6か月以内に目黒区を被告(訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となります。)として取消しの訴えの提起をすることができます。